

令和5年度事業計画

I 基本方針

当会は働く人の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、労働条件確保及び安全と健康確保に関する普及啓発事業並びに教育講習事業を、岐阜労働局、岐阜県、労働基準監督署（以下「関係行政機関」という。）の指導の下、地区労働基準協会、労働災害防止団体（以下「関係団体」という。）との連携・協力により実施する。

II 実施事業

1 普及啓発事業

(1) 労働災害防止・健康確保に関する普及啓発事業

ア 令和4年に労働災害が大幅に増加したことや第14次労働災害防止計画がスタートすることを踏まえ、安全週間・労働衛生週間説明会、地区安全大会等の災害防止・健康確保に関する普及啓発事業を関係行政機関、関係団体と共同開催する。

イ 全国産業安全衛生大会が9月27日から29日にかけて愛知県名古屋市で開催されることから、できるだけ多くの事業場に参加勧奨を行う。岐阜県産業安全衛生大会は開催せず、安全衛生表彰式を10月に岐阜市において開催する。

(2) 労働環境の整備に係る普及啓発事業

ア ウィズコロナ時代における柔軟で多様な働き方や同一労働同一賃金の順守等働き方改革関連法等の説明会を関係行政機関と共催により開催する。併せて最低賃金の周知や令和6年4月から時間外労働上限規制が適用となる業種、事業場への周知を図る。

イ 働き方改革への取組みとして岐阜労働局が実施する「新はつらつ職場づくり推進事業」に協力する。

(ア) 会員事業場に対し新はつらつ職場づくり宣言の勧奨を行う。

(イ) 新はつらつ職場づくりセミナーを同局と共同開催する。

(3) メンタルヘルスに関する普及啓発事業

関係行政機関、関係団体と連携してメンタルヘルス増進、パワーハラスメント防止等のセミナーを開催する。

2 教育講習事業

各種作業主任者などの登録講習をはじめ、作業主任者等能力向上教育、職長等安全衛生教育、安全管理者選任時教育等の教育講習事業を関係団体の協力を得て別紙1のとおり県内各地において実施する。

なお、令和4年度から従来の受講申込書による申込方式に加えてWeb（ネ

ット) 受付を開始しており、一層の利用勧奨を行う。

また、令和6年4月から、化学物質を製造し、取り扱う事業場については「化学物質管理者」を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることとされたので、この資格取得のための講習を開催する。

3 その他の事業

(1) 表彰及び顕彰事業

ア 安全衛生優良事業場に対し、岐阜県労働基準協会連合会長表彰を行う。

イ 新はつらつ職場づくり宣言事業場に対し、登録証及び掲示用額の贈呈を行う。

(2) 中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が行う事業への協力及び共同開催を行う。

ア 第82回全国産業安全衛生大会（9月27日～29日名古屋市にて開催）への積極的な参加勧奨を行う。

イ リスクアセスメント実務研修を6月に中災防、関係団体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。

ウ KYT（危険予知訓練）1日研修を12月に中災防、関係団体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。

エ 中小企業無災害記録証授与制度の促進を図る。

オ 中小規模事業場安全衛生相談事業として、安全相談会を開催する。

(3) 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）が行う事業を全基連岐阜県支部として運営開催する。

ア 外国人技能実習制度関係者養成講習を7月に大垣市において開催する。

イ 受動喫煙防止対策事業（厚生労働省委託事業）として、受動喫煙防止セミナーを開催する。

(4) 中部安全衛生技術センターが9月3日に岐阜商工会議所ビルで実施する令和5年度岐阜地区出張特別試験に協力する。

(5) 広報誌「濃飛」を、4月、6月、9月、1月に発行する。

(6) 各種会議、災害防止大会（別紙2のとおり）に出席する。

4 会議

(1) 第1回理事会（決算）を6月に開催する。

(2) 令和5年度定時総会を6月に開催する。

(3) 第2回（予算）理事会を3月に開催する。

(4) 地区協会事務局長連絡会議を1月に開催する。